

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第40号）（建設局土木管理部自転車政策課）

京都市駐車場基金に次に掲げる金額を積み立てることとともに、規定を整備することとしました。

1 次に掲げる条例の規定により徴収する使用料のうち予算をもって定める金額

- (1) 京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例
- (2) 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例
- (3) 京都市自転車等駐車場条例

2 京都市自転車等駐車場条例第2条第1項に規定する指定管理者が、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項に規定する協定に基づき納付する金額のうち予算をもって定める金額

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第40号

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例

京都市駐車場基金条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる条例の規定により徴収する使用料のうち予算をもって定める金額

ア 京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例

イ 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例

ウ 京都市観光駐車場条例

エ 京都市駐車場条例

オ 京都市自転車等駐車場条例

(2) 京都市自転車等駐車場条例第2条第1項に規定する指定管理者が、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項に規定する協定に基づき納付する金額のうち予算をもって定める金額

(3) 前条の目的のための寄付金

第4条中「繰りもどし」を「繰戻し」に改める。

第5条中「生ずる」を「生じる」に、「編入する」を「積み立てる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)